

金城学院大学大学院人間生活学研究科学位論文（修士）審査及び最終試験に関する規程

(1997年1月23日制定)
最終改正 2016年9月29日

(趣旨)

第1条 金城学院大学大学院人間生活学研究科履修規程及び金城学院大学大学院学位規程に基づく、修士論文（以下「論文」という。）の提出又は専攻が指定する特定の課題の研究成果（以下「特定課題」という。）の提出、審査及び試験については、この規程の定めるところによる。

(論文又は特定課題の提出)

第2条 論文又は特定課題を提出しようとする者は、その題目を指導教員及び副指導教員の承認を得て、指定された期日までに、人間生活学研究科長（以下「研究科長」という。）に届け出るものとする。

2 論文は、学位申請論文（以下「申請論文」という。）1編とし、その写本3部及び要旨3部とともに、指定された期日までに、学生支援部履修支援センターに提出する。

3 申請論文には、必要ならば、参考文献、資料を添付する。

4 申請論文は、原則としてA4判縦置き横書きとし、コンピュータのワープロソフト等で作成する。

5 特定課題を提出する場合には、主要課題、又はそれに関する研究成果報告書は1件とする。

(学位審査)

第3条 学位審査は、学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）による予備審査と本審査（論文審査と最終試験）、その結果の報告に基づく前期課程専攻委員会（以下「専攻委員会」という。）による審査、及び人間生活学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）による合否判定からなる。

(審査委員会)

第4条 審査委員会は、申請論文又は特定課題ごとに、有資格者の教員等による主査1名、副査2名をもって構成し、申請論文提出期限の2カ月前までに専攻委員会において選任し、研究科委員会に報告する。

2 主査は、原則として、申請論文又は特定課題提出者の主指導教員が担当する。副査のうち1名は、申請論文又は特定課題提出者の副指導教員、又は専門分野の近い金城学院大学（以下「本学」という。）教員が担当する。副査の他の1名は、専門分野は問わず、また必要により本学、又は他大学等の教員等とすることができる。

3 審査委員会の委員長は、主査が担当し、運営を行う。

4 前各項にかかわらず、学位申請者の親族で2親等以内の者を委員に含めることはできない。

(審査委員会による予備審査)

第5条 審査委員会は、申請論文又は特定課題提出期限の1カ月前までに、論文提出予定者の提出予定論文及び口述発表に基づく予備審査を行う。

(審査委員会による本審査)

第6条 各委員は、別表のうち、学位申請論文（修士）又は特定課題の審査基準に基づき、個別に申請論文又は特定課題を審査し、A・B・C・F（不合格）の4段階で評価する。

2 審査委員会は、別表のうち、最終試験の実施要領に基づき、最終試験を実施し、申請論文又は特定課題の内容を中心として、学識と研究能力について審査し、合否で評価する。

3 審査委員会は、各委員の申請論文又は特定課題審査、最終試験の評価をもとに審査し、審査委員会としての評価をA・B・C（最終試験合格の場合）及びF（不合格）で示す。

4 審査委員会における合格の判定は、全会一致を原則とする。

(学位審査報告書)

第7条 審査委員会は、前条の審査の結果を学位審査報告書（以下「報告書」という。）にまとめ、専攻委員会に提出する。

2 報告書には、申請論文又は特定課題の審査、最終試験の評価及び審査全体の要旨を記載する。参考資料として、各委員の評価結果を付記する。

(専攻委員会による審査)

第8条 専攻委員会は、報告書に基づき審査し、合否案を作成する。

2 専攻委員会における合格の判定には、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科委員会による審議)

第9条 研究科委員会は、報告書及び専攻主任の報告に基づき審議し、修了要件と照らし合わせ、合否を決定する。

2 研究科委員会における合格の決定には、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 (合格者の報告)

第10条 研究科長は、学位審査に合格した者を合格決定の日から20日以内に学長に報告する。

(修士の学位論文の公開)

第11条 研究科委員会は、学位審査に合格した者の公開での論文発表会を実施するものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究科委員会の議決を経て、これを行う。

附 則

この内規は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、1998年12月10日から施行する。

附 則

この内規は、2000年4月1日から施行する。

附 則 (2006年12月14日人間生活学研究科委員会)

この内規は、2007年4月1日から施行する。

附 則 (2008年1月24日人間生活学研究科委員会)

この内規は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年7月17日人間生活学研究科委員会)

この内規は、2008年7月17日から施行する。

附 則 (2008年11月13日人間生活学研究科委員会)

この内規は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2011年1月20日人間生活学研究科委員会)

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (2015年1月15日人間生活学研究科委員会)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2016年9月29日人間生活学研究科委員会)

この規程は、2017年4月1日から施行する。

別表